

専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準(2012)

大項目	項目	履修ポイント	備考
1. 学会参加	1) 理学療法学会大会(以下「学会大会」)	20	<p>*1 各専門領域が主催する学会、および関連協会学会</p> <p>*2 日本学術会議協力学術研究団体については、日本学術会議ホームページ (http://www.scj.go.jp/)参照のこと</p> <p>*3 日本学術会議協力学術研究団体に登録していない団体が主催する学会・学会へ参加した場合の履修ポイントは、以下の条件を満たす場合に認められる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該団体の定款・役員名簿が公になっていること 2) 当該団体の事務局が明記され、問い合わせに対応することができること 3) 参加を証明する書類(参加証・領収書を含む)が発行されていること <p>*4 関連学会の場合は学会の地方学会やブロック学会は含めない</p>
	2) 専門領域学会集会(以下「分科会学会」)*1	20	
	3) 世界理学療法学会(以下「WCPT」)	20	
	4) アジア理学療法学会(以下「ACPT」)	20	
	5) ブロック学会集会・学会(以下「ブロック学会」)	10	
	6) 都道府県士会学会集会・学会(以下「都道府県学会」)	10	
	7) 学際領域の学会・学会集会(以下「関連学会」)	10	
	日本作業療法学会, 日本言語聴覚学会, 日本コミュニケーション障害学会学術講演会, 日本リハビリテーション医学会学術集会, 日本職業リハビリテーション学会, 日本摂食・嚥下リハビリテーション学会, リハビリテーション・ケア合同研究大会, 日本リハビリテーション看護学会学術大会, 日本義肢装具学会学術大会, 日本音声言語医学会学術講演会, 日本運動器リハビリテーション学会, その他日本学術会議協力学術研究団体に登録している団体*2		
8) 上記以外の医学・工学・福祉学などの学会集会・学会*3,4			
2. 講習会・研修会等の受講*5	1) 理学療法学会研修会(以下「学会研修会」)	20	<p>*5 原則として1コマ90分以上で、2コマ以上(180分以上)でポイントを認める</p> <p>*6 旧「現職者講習会」を含む</p> <p>*7 協会あるいは都道府県士会の後援する講習会・研修会等の受講によって得られる履修ポイントに関しては、あらかじめ主催者が所定の様式(様式第3号, 様式第3号-2)を用いて協会に申請しなければならない</p> <p>*8 その他の講習会・研修会等の受講によって得られるポイントに関しては、あらかじめ主催者が所定の様式(様式第3号, 様式第3号-2)を用いて協会に申請しなければならない</p>
	2) 協会主催理学療法士講習会*6	20	
	3) 協会主催研修会	20	
	4) 協会が後援する講習会・研修会*7	10	
	5) 都道府県士会主催の講習会・研修会	10	
	6) 都道府県士会が後援する講習会・研修会*7	5	
	7) その他の講習会・研修会*8	5	

3. 論文・著作等 ^{*9}	1) 協会機関誌「理学療法学」[「Journal of the Japanese Physical Therapy Association」]掲載の「研究論文」「症例研究」の筆頭著者	80	<p>*9 SIC(Science citation index)またはSSCI(social science citation index)に登録されている雑誌に掲載された論文の筆頭著者、およびCorresponding authorとして明示されている著者に40ポイントを認める。なお、論文としての妥当性はそれぞれの専門領域研究部会が審査する</p> <p>*10 筆頭著者を除いて、誌面掲載順に3名まで認める</p> <p>*11 この場合の共同執筆者とは、当該書籍に5頁以上の執筆がある者をいう</p>
	2) 協会機関誌「理学療法学」[「Journal of the Japanese Physical Therapy Association」]掲載の「研究論文」「症例研究」の共著者	10	
	3) 以下の筆頭著者 a. 協会機関誌「理学療法学」[「Journal of the Japanese Physical Therapy Association」]掲載の「短報」 b. その他の査読付きリハ関連雑誌の筆頭著者(海外誌を含む)	40	
	4) 3)の共同執筆者 ^{*10}	5	
	5) 著書・編著書の主たる著者	80	
	6) 以下の著者 a. 協会機関誌「理学療法学」[「Journal of the Japanese Physical Therapy Association」]掲載の総説・症例報告・実践報告・紹介・依頼原稿(臨床実践講座や臨床入門講座など)の筆頭著者 b. 著書・編著書の共同執筆者 ^{*11} c. その他の雑誌の依頼原稿(総説・解説等)の筆頭著者	30	
4. 学会発表等	1) 「学術大会」・「専門領域学術集会」・「学術研修会」・「WCPT」・「ACPT」でのシンポジスト, パネリスト, 講演講師等(筆頭演者に限る)	15	<p>*12 座長の履修ポイントは、2009年度以降の業績から認める</p>
	2) 「学術大会」・「専門領域学術集会」・「学術研修会」・「WCPT」・「ACPT」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	10	
	3) 「ブロック学会」・「都道府県学会」でのシンポジスト, パネリスト, 講演講師等(筆頭演者に限る)	10	
	4) 「ブロック学会」・「都道府県学会」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	5	
	5) 「関連学会」でのシンポジスト, パネリスト, 講演講師等(筆頭演者に限る)	10	
	6) 「関連学会」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	5	
	7) 「学術大会」・「専門領域学術集会」・「学術研修会」・「WCPT」・「ACPT」での座長 ^{*12}	10	
	8) 「ブロック学会」・「都道府県学会」での座長 ^{*12}	5	

5. 講習会・研修会等の講師*13	1) 理学療法学術研修会(以下「学術研修会」)	15	<p>*13 講習会・研修会等におけるポイントは「主たる講師」に対して付与される</p> <p>・「主たる講師」とは、単独での90分以上の講義あるいは90分以上の演習で、その中心となるものをいう。ただし、新人教育プログラム講師にあつては60分以上で認める。</p> <p>・「従たる講師」とは、90分以上の演習で、その補助となるものをいう</p> <p>「従たる講師」としてこれに関わる場合、当該ポイントの2/3(端数は切り捨て)をその履修ポイントとして付与する。ただし、新人教育プログラムの従たる講師にあつては60分以上で認める。</p> <p>・「主たる講師」「従たる講師」いずれも講習会・研修会等において、教授そのものに関わる必要があり、会の運営そのものに関わる人員は講師に含まない</p> <p>ただし、会の運営に関わる人員に関しては、運営責任者の証明をもって参加ポイントを付与することができる</p>
	2) 協会主催理学療法士講習会	20	
	3) 協会主催研修会	20	
	4) 協会が後援する講習会・研修会	15	
	5) 都道府県士会主催の講習会・研修会	10	
	6) 都道府県士会が後援する講習会・研修会	10	
6. 論文・学会演題等の査読*14	1) 協会機関誌「理学療法学」「Journal of the Japanese Physical Therapy Association」投稿論文の査読*15	10	<p>*14 雑誌の発行者あるいは学会主催者による証明を必要とする</p> <p>*15 論文1編を1件とし、その証明をもって付与される</p> <p>*16 演題数1題以上をまとめて1件とし、査読が終了した段階でその証明をもって付与される</p>
	2) ブロック協議会・都道府県士会の発行する雑誌の投稿論文に対する査読*15	5	
	3) 「学術大会」・「分科会学会」の演題査読*16	5	
	4) 「ブロック学会」・「都道府県学会」の演題査読*16	2	
7. 大学院修了の読み替え*17	1) 修士課程および博士前期課程修了	40	*17 研究分野が申請する領域に関連するテーマであると概ね認められた場合
	2) 博士課程および博士後期課程修了	60	
8. 臨床実習指導者としての業績*18	臨床実習の主たる指導者*19(6週間以上の実習指導)	20	<p>*18 臨床実習指導者の履修ポイントは、2009年度以降の業績から認める</p> <p>*19 臨床実習の主たる指導者とは実習期間において実習生のマネジメントを担当すると同時に、実習生の担当する症例の少なくとも1例に関して直接指導に関わるものをいう。なお、このポイントの取得にあたっては、所定の様式を用いて理学療法士養成校の証明を得る必要がある</p> <p>2週間未満の実習指導の場合、ポイントは認められない</p>
	臨床実習の主たる指導者*19(2-5週間の実習指導)	10	

9. 公的機関の定める資格 *20・21	3学会合同呼吸療法認定士 心臓リハビリテーション指導士 日本糖尿病療養指導士 健康運動指導士 日本静脈経腸栄養学会認定のNST専門療法士 死体解剖資格 日本褥創学会認定士(理学療法士) 福祉住環境コーディネーター(1級) 介護支援専門員 等 申請を行う専門領域研究部会が認める資格	40	*20 資格取得にあたって、試験が実施され、資格取得までに1年程度、またはそれ以上の期間を必要とする資格に限る *21 当該ポイントは関連する領域における認定ならびに更新の際に一資格一回のみ有効である
10. 新人教育プログラム修了		20	

上記の履修ポイント基準は、2012年度からの業績に適用される。2011年度までのポイント基準(協会ニュースNo.260別冊に掲載されているポイント基準:旧表と略す)を現状に整合するように、一部修正・追加されたものである。ただし、旧表での大項目3-3)-cは、協会方針により大項目3-6)-cに変更された。また、大項目5-*15は、旧表における「採択が判定された段階」の条件が協会方針により削除された。また、8の臨床実習指導者としての業績において、*19にもあるように実習期間が「7週間以上」「3-6週間」という定義が、それぞれ「6週間以上」「2-5週間」に協会方針により変更された。認定理学療法士および専門理学療法士の申請の際には、詳細にご確認をお願いします。